第二十三条の十六に次の二項を加える。

5　厚生労働大臣は、機構に、第二項第七号の規定による検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。この場合において、機構は、当該検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

6　第二項第七号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける登録認証機関の負担とする。

第二十三条の十八第一項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「命じたとき」を「命じ、若しくは請求したとき」に改める。

第二十三条の二十八第一項第二号中「本邦」を「我が国」に改める。

第七十条第一項中「第二十三条の二の二十三の認証」を「基準適合性認証」に改める。

第七十五条の二の二第三項中「第二十三条の二の二十三の認証」を「基準適合性認証」に、「一部停止」を「一部の停止」に改める。

第七十八条第二項中「の医療機器等審査等」の下に「、第二十三条の六第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の調査」を加える。

第六条　畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律

目次中「第二章　主要な畜産物の価格の安定に関する措置（第三条―第十二条）」を「第二章　原料乳（第三条）
第三章　雑則（第十三条・第十四条）
第四章　罰則（第十五条）」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

第二条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。

第十五条第一項中「前条第一項」を「第十五条第一項若しくは第二項」に、「同項」を「同条第一項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第十七条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

第十六条　偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

本則に次の一条を加える。

第十八条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

用牛及び肉豚についての交付金の交付（第三条）
料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置（第四条―第十三条）に改める。
則（第十四条・第十五条）
則（第十六条―第十八条）
」

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四章を第五章とする。

第十四条第一項中「原料乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に関し必要な事項を調査するため必要があるときは、その」を「この法律の施行に必要な」に、「これらの生産者（指定食肉に係る家畜の生産者を含む。）」を「肉用牛若しくは肉豚の生産者若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者」に改め、「対し、」の下に「肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格、原料乳若しくは指定乳製品の生産費、輸入価格若しくは在庫量その他」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場（肉用牛又は肉豚に係るものに限る。）の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売の委託若しくは売渡しを受けた者（その者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、肉用牛又は肉豚の生産費（と畜に係るものに限る。）、肉用牛又は肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三章中第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」を「第三条第一項各号、第二項若しくは第四項、第七条第三項又は第十一条各号」に改め、同条を第十四条とする。

第三章を第四章とする。

第二章の章名中「主要な畜産物」を「原料乳及び指定乳製品」に改める。

第十二条の見出しを「（指定乳製品の交換）」に改め、同条中「又は指定食肉」を削り、「これら」を「当該指定乳製品」に改め、第二章中同条を第十三条とする。

第十一条の見出しを「（指定乳製品の買入れ又は売渡しをしない場合）」に改め、同条中「第七条の」を「第八条の」に、「又は第九条」を「又は第十条」に改め、同条第一号及び第二号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第三号及び第四号中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「又は指定食肉」を削り、同条を第十一条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「又は指定食肉」、「、指定乳製品にあつては」及び「、指定食肉にあつては中央卸売市場において、」を削り、同条ただし書中「これらの」を「その」に改め、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（指定乳製品の売渡し）」を付する。

第八条を第九条とする。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「又は指定食肉」を削り、「第一項」を「前項」に改め、「又は第三項の規定による買入れ」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「（指定乳製品の買入れ）」を付する。

第六条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「から第四項まで」、「独立行政法人農畜産業振興機構（以下「」及び「」という。）」を削り、「聞く」を「聴く」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条を第七条とする。